

第4 横浜G30プランの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、発生する環境負荷は地球上にさまざまな問題を引き起こしています。こうした中で、次世代に豊かな環境を引き継ぎ、循環型社会を形成することを目的として、平成15年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」を策定し、「平成22年度におけるごみ排出量を、平成13年度実績に対し、30%削減する」という目標を掲げました。今後、この目標の達成に向けて、市民、事業者の皆さんと協働し、一体となって取り組んでいきます。

1 市民・事業者・行政が情報を共有

(1) 広報啓発活動

ア 横浜G30プランの普及

市民・事業者にG30プランの周知を図り、G30行動に取り組んでもらうため、ロゴ・マスコット・テーマソングを制定し、「ヨコハマはG30」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行っています。

平成15年度実績

ロゴ・マスコット・テーマソングの制定	応募数：1,763点
印刷物	ポスター(2万4千部)、リーフレット(13万5千部)
その他	スタートダッシュイベント開催、啓発ビデオ(460本)及びテーマソングCD(4,000枚)制作

イ 子供たちを対象にした事業

(ア) 「ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、ポイ捨て防止～」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、『ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、ポイ捨て防止～』ポスターコンクールを実施し、最優秀賞、優秀賞、佳作を選出し、表彰しています。

平成15年度実績

応募総数2,090点/応募校数234校

(イ) 小学4年生向け実践パンフレット「やってみよう ごみの減量とリサイクル」

小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習するにあわせて、実践パンフレット「やってみよう ごみの減量とリサイクル」を小学校4年生の児童全員に配布しています。

(ウ) 子ども版「ヨコハマはG30」ビデオ

小学生を対象にして、「ヨコハマはG30」の目的や意義、G30行動実践例を紹介したビデオを制作します。

ウ その他

(ア) 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

環境事業局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。

平成15年度発行部数：22,000部

(イ) インターネットホームページによる情報提供（H10.9～）

環境事業に関する広報について、記者発表資料をはじめ、ごみの減量化・資源化等の廃棄物にかかわる最新情報を、リアルタイムでビジュアルに分かりやすく市民に提供しています。

平成15年度トップページアクセス件数：約111,960ヒット

（アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb>）

(ウ) 施設見学会

ごみ処理の実態やごみ減量の必要性への理解と環境事業全般について普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習するにあわせて、小学校の社会科見学の一環として焼却工場の施設見学を受入れています。

平成15年度小学校受入実績：348校

(2) リサイクルプラザ事業

粗大ごみの中の再利用できる「家具類」を展示し、抽選により販売するとともに、石けんづくりなどのリサイクル活動の場を提供し、リサイクルに対する意識の啓発を図っています。平成3年4月に港南リサイクルプラザ、平成4年7月に青葉リサイクルプラザ、平成7年4月に鶴見リサイクルプラザを開設しました。

鶴見リサイクルプラザには、動く模型や映像を使い、楽しみながら知識を得られる「リサイクルたっちランド」や、リサイクルに関する講座・講演会が開ける教室、研修室などの機能も備えています。

平成15年度利用状況

	港南リサイクルプラザ	青葉リサイクルプラザ	鶴見リサイクルプラザ	合計
入場者数	8,382人	9,895人	12,044人	30,321人
展示品数	1,140点	1,163点	920点	3,223点
申込件数	11,973件	14,136件	15,735件	41,844件
販売数	876点	1,006点	810点	2,692点
石けん体験室貸出数	3件	30件	14件	47件
情報板コーナー交換成立数	10件	62件	21件	93件

(3) リサイクルコミュニティセンター事業

リサイクル活動の実践の場の提供や支援を行うとともに、リサイクルに関する情報提供を行うなど、地域における市民の自主的なリサイクル活動を推進するための拠点施設として、神奈川区にリサイクルコミュニティセンター（正式名称：横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター、愛称：エコライフかながわ）を開設しています。

「循環型都市よこはま」の実現を目指し、横浜G30行動の推進に向けた市民の実践を喚起するため、古布を使ったさき布織りや衣類のリフォーム教室などの各種リサイクル教室や講座・講演会、企画展示、フリーマーケット、資源回収（センターリサイクルなど）などのさまざまな事業の企画・運営を市民運営組織「横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター運営活動機構」が行っています。

所在地： 神奈川区平川町3-6

施設規模： 地下1階 255㎡、1階 652㎡、2階 64㎡ 合計 971㎡

平成15年度事業実績

開館日数	348日
入館者数	32,079人
リサイクル教室	1,034回
講座・講演会	78回
イベント	29回
展示	12回
リターナブルびん回収本数	365kg
牛乳パック回収量	4,410kg

センターリサイクル	牛乳パック	175.8kg
	白色トレイ	13.9kg
	リターナブルびん	14kg
	ワンウェイびん	0.8kg
	缶	100.6kg
	新聞	10,760kg
	雑誌	7,390kg
	段ボール	3,470kg
	布類	17,670kg
	ペットボトル	7.2kg

牛乳パックの回収量は、センター設置の資源デポ及び市内11小学校での回収量を含む

2 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) G30推進本部

ごみ排出量の削減に向けたG30行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、収入役、全局区長・事業本部長からなる「ヨコハマはG30」推進本部を設置し、事業計画の作成や進行管理、各区の削減目標の審議、市庁舎及び区庁舎並びに本市関係施設の市役所ごみゼロを推進しています。

また、各区に区G30推進本部を設置し、市民・事業者・行政が協働し、一体となってG30行動を推進するための行動計画の作成や進行管理、区役所並びに区内関係施設のごみゼロを推進しています。

さらに、地域では地域G30活動委員会が設置され、環境事業推進委員が中心となって、地域での分別排出の徹底等の普及啓発活動やリサイクル活動等、G30行動を実践しています。

(2) G30サポーター

G30行動の普及啓発等を行うボランティアを各区で募集し、研修・登録を行い、学校等でのG30出前講座の実施、区のイベントやキャンペーン活動等でG30行動のPR活動を行っています。

登録人数：全市 1,336名（平成16年7月末現在）

(3) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域での環境対策のトータルリーダーとして、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成15・16年度：4,507人）自治会・町内会と緊密に連携し、次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の普及啓発及び指導
- ・ 資源集団回収の活性化の働きかけ
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 不法投棄、放置自転車の通報
- ・ ポイ捨て防止に関する啓発・指導
- ・ 啓発資料の配布と周知
- ・ 住民からの相談と行政機関との連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

- (4) 「ヨコハマはG30」行動推進者表彰（平成14年度まで「環境事業功労者表彰」）
 さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマはG30」の推進に功労のあった個人又は団体を表彰しています。

平成15年度表彰者

区 分	個 人	団 体	合 計
清潔できれいな街づくり推進者	21	25	46
G30行動推進者	3	47	50
G30行動推進事業者		6	6
環境事業推進委員永年在職者	183		183
合 計	207	78	285

記念講演会

日 時 平成15年10月27日（月） 14：55～
 場 所 横浜市教育文化ホール
 テーマ 「田舎暮らしから見えてきたこと ～自然のこと・環境のこと・ごみのこと～」
 講 師 高木 美保（タレント・エッセイスト）
 参加者 約400名（一般参加者を含む）

(5) 適正包装の推進

包装の適正化等を進めるため、平成6年6月に「横浜市包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針」（適正包装指針）を策定しました。指針の周知、普及を図り、市民・事業者と連携して、簡易包装、レジ袋の削減、再生品の普及など、包装の適正化による容器・包装材の減量化を推進しています。

また、平成14年3月から市内の主なスーパー・地域生協・百貨店との間に「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定」を締結し、事業者と行政が一体となって市民への協力を呼びかけ、容器包装ごみの減量化に取り組んでいます。

適正包装指針

減量化の取組、リサイクルの取組、環境に負荷をかけない行動、意識啓発、取組の体制・しくみなどについて、製造事業者、販売事業者、市民、行政（横浜市）の役割を定めたガイドライン。

容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定

- ・ 協定事業者数：スーパー17社、地域生協1組合、百貨店10社（計22店舗）
- ・ 取組期間：平成14年4月1日～平成19年3月31日（5年間）
- ・ 重点削減の対象：「レジ袋」、「プラスチック製袋」、「紙袋」、「包装紙」、「食品トレイ」の5品目（食品トレイはスーパー・地域生協のみ）

協定の内容

事業者の主な取組

- ・ レジ袋不要カードやエコスタンプ制の導入、エコバッグの販売等によるレジ袋・紙袋の削減や簡易包装等ごみ発生抑制の推進
- ・ 紙パックや食品トレイ等の店頭回収によるリサイクルの推進等

横浜市の主な取組

- ・ 協定事業者の取組を、広報紙やホームページ、イベント等で積極的にPR
- ・ 買い物袋の持参、店頭回収への協力、環境にやさしい商品の購入等の市民啓発等

(6) 廃棄物資源化技術の調査・研究

焼却灰の徹底した減量化・資源化を進め、埋立量の削減により、最終処分場の延命化を図っていくため、溶融処理により生産されるスラグについては道路下層路盤材以外の有効利用方法、また焼却灰については溶融以外のセメント原料等の有効利用方法の検討を行っていきます。

3 徹底的なごみの分別と資源化の推進

(1) 家庭系ごみ

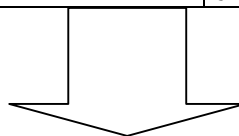
ア 分別収集品目拡大事業の実施

現在、横浜市では家庭ごみとして排出されたものは、収集後、焼却処理を行っていますが、その中には、紙類やプラスチック類など資源として利用できるものも多く含まれています（25 ページ：平成 15 年度ごみ組成参照）。そこで、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を新たに分別収集品目に加えた拡大収集を平成 15 年 10 月から市内約 40,000 世帯（各区約 2,200 世帯）を対象にモデル事業として実施しています。

モデル地区におけるごみの収集量は以下のとおりとなっており、家庭ごみについては、実施前と比較して 3 割以上の減のまま推移しています。モデル事業の結果を踏まえ、平成 16 年 10 月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区において分別拡大を実施し、平成 17 年 4 月から上記以外の 12 区を含めた全市で分別拡大を実施します。

現 行（5 分別 7 品目）

燃やすごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	使用済み 乾電池	粗大 ごみ
-------	---------------------	------------	-------------	----------



拡大後（10 分別 15 品目）

家庭ごみ (燃やすごみ)	プラス チック製 容器包装	スプ レー 缶	古紙(新聞、雑誌・そ 他の紙、段ボール、 紙パック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	使用済み 乾電池	粗大 ごみ
-----------------	---------------------	---------------	----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-------------	----------

モデル地区における品目別収集量の推移

単位：t

		開始前 1 週間	10 月の 週平均	11 月の 週平均	12 月の 週平均	1 月の週平 均	2 月の 週平均	3 月の週 平均	6 か月平 均
家庭ごみ		509.1	325.5	336.7	361.8	325.3	290.6	310.4	325.0
	開始前との 比較		183.6	172.4	147.3	183.8	218.5	198.7	184.1
			-36.1%	-33.9%	-28.9%	-36.1%	-42.9%	-39.0%	-36.2%
缶・びん・ペットボトル		32.2	30.3	28.8	31.9	35.4	28.4	28.3	30.5
新分別品目	プラスチック製容器包装	-	19.6	22.1	24.3	25.6	21.8	21.4	22.5
	燃えないごみ	-	3.3	3.5	3.7	3.3	2.6	2.6	3.2
	スプレー缶	-	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3
	古紙	-	25.7	37.8	44.9	33.9	35.1	32.6	35.0
	古布	-	6.4	6.5	9.0	5.7	5.3	4.7	6.3
収集量合計		541.3	411.1	435.7	476.0	429.6	384.1	400.2	422.8
	開始前との 比較		130.2	105.6	65.3	111.7	157.2	141.1	118.5
			-24.1%	-19.5%	-12.1%	-20.6%	-29.0%	-26.1%	-21.9%

イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭で不用となった缶・ガラスびん・ペットボトルを資源として再利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成6年10月からは市内の45%の世帯に拡大し、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と白・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち白・茶以外のその他色のものとペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人により引き取られ再商品化されています。

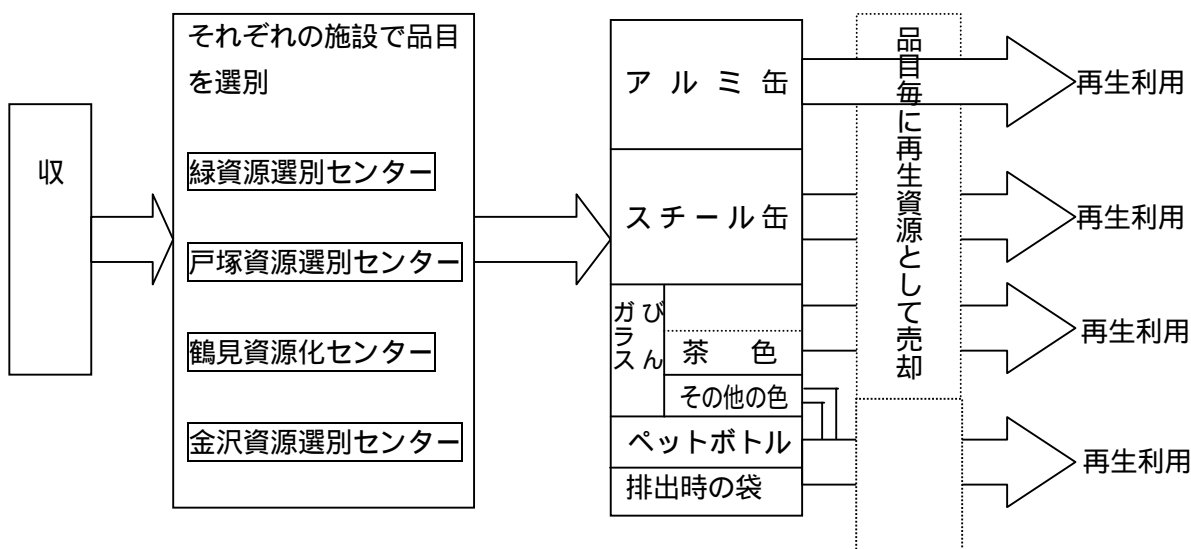
また、平成13年度から、缶・びん・ペットボトルを排出する際の袋もペットボトルなどとともに指定法人により再商品化されています。

資源化実績（缶・びん・ペットボトル処理実績）

（単位：t）

年 度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
処理内訳	アルミ缶	3,377	3,450	3,520	3,959	4,165	4,059
	スチール缶	8,715	8,742	8,418	8,191	7,549	7,091
	ガラスびん	20,114	21,443	21,997	21,558	19,934	19,122
	ペットボトル	42	762	2,260	3,794	6,797	7,818
	排出時の袋				1,255	1,323	1,350
	合計	32,248	34,397	36,195	38,757	39,768	39,440

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー（平成16年度計画）



ウ 粗大ごみ及び小さな金属類からの金属回収

家庭電化製品、金属製品等の粗大ごみと、平成9年10月から分別収集を開始した小さな金属類は、鶴見資源化センターで金属類を抽出し、資源化を図っています。

エ 資源集団回収促進事業

ごみの減量と資源再利用を目的として、古紙、布類、金属類、ガラスびんの回収を、自治会・町内会、子供会、婦人会、老人会、PTA等市内約3,300団体が実施しています。

当局では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成15年は、集団回収実施団体に対して1kg当たり3円、資源回収業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成16年も、実施団体及び資源回収業者に対し奨励金を交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。(実施団体に対しては、1kg当たり3円を、回収量に応じて交付します。資源回収業者に対しては、品目別に市況等を考慮し交付します。ただし、雑誌古紙については市況の動向により、加算額を0.1円単位、限度額2円で設定し、交付します。)

回収実績

年		11	12	13	14	15
回収団体(団体)		3,213	3,217	3,226	3,200	3,284
回収量(t)		102,887	114,411	118,477	106,655	108,354
品目別回収量(t)	古紙	99,595	110,347	115,665	104,747	106,366
	布類	2,588	3,324	2,071	1,103	1,089
	金属類	489	558	591	593	648
	ガラスびん	215	182	150	212	251

オ 資源デポ管理運営事業

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点(資源デポ)を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、牛乳パック、布類、缶・びんを回収しています。

また、区役所・地区センター・コミュニティハウスなど、市民利用施設100か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞・雑誌・雑紙・紙パック・布類を回収しています。

平成15年度回収実績

(単位:t)

	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	布	缶・ワウ ェイびん	リターナブ ルびん	合計
回収センター	46.1	92.4	30.8	0.7	56.0	3.1	313本	229.1
回収ボックス	317.6	368.9	—	12.0	300.4	—	404本	998.8
合計	363.7	461.3	30.8	12.7	356.4	3.1	717本	1,227.9

カ 家庭用コンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみを堆肥にする容器の購入助成（助成金額 3,000円/基、1世帯2基まで）を行っています。今年度の助成基数は600基を予定しています。

購入助成基数 (単位：基)

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
1,074	1,147	901	670	520	599

参考：平成4年度より助成制度開始。累積16,870基

キ 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成

家庭から排出される生ごみの減量・リサイクル施策を促進するため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成（助成金額は購入額の2分の1とし、上限20,000円、1世帯1基まで）を行っています。今年度の助成基数は2,000基を予定しています。

購入助成基数 (単位：基)

14年度	15年度
180	1,003

ク センターリサイクル事業

各区役所、各区環境事業局事務所、又は公園などのスペースを利用して、センターリサイクル(資源物の拠点回収)を実施しています。平成15年度は市内8区で実施され、資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「G30」をPRしています。

平成16年度より、全区での実施(月2回実施)を予定しています。

ケ 剪定枝チップ機の貸出

家庭から排出されるせん定枝の減量・リサイクルを推進するため、せん定枝チップ機の貸し出しを実施しています。

平成15年度実績

チップ機貸出件数：290件 せん定枝資源化量：27.7t

(2) 事業系ごみ

ア 排出事業者の指導

市内の事業者に対し、G30プランの趣旨や必要性を周知するとともに、減量・リサイクルの取り組みを働きかけています。また、事業用大規模建築物の所有者等から、「減量化・資源化等計画書」の提出を受け、事業所への立入調査を実施し、分別・リサイクルの推進や法令等に基づく適正処理が徹底されるよう指導を行っています。

立入調査件数 (単位：件)

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
大規模建築物件数	2,610	2,606	2,608	2,590	2,594
立入調査件数	675	600	600	580	700

イ 焼却工場における搬入物検査

平成15年12月から、減量・リサイクルと適正処理を推進するため、産業廃棄物である木くず等や資源化可能な古紙について、焼却工場への搬入を停止しました。これに伴い、工場では連日徹底した搬入物検査を行っています。不適物を搬入した業者に対しては、持ち帰りの指導等を行うとともに、リサイクル施設へ搬入することなどを指導しています。

【平成15年度実績】

検査台数：8,093台、口頭注意：1,132台、持ち帰り指導：161台

ウ 公共用コンポスト設備設置事業

公共施設における生ごみの減量・リサイクルを推進するため、44校・1福祉施設に生ごみ処理機を設置しています。小学校では、生ごみ処理機で堆肥化された成果品（コンポスト）を校内の花壇や菜園で活用するなど、児童の環境学習にも役立てています。平成16年度は小学校22校に設置します。

設置施設

5年度	大鳥小（中区）、松風学園（泉区）
9年度	駒岡小（鶴見区）、山元小（中区）、日限山小（港南区）、青葉台小（青葉区）、大正小（戸塚区）、中田小（泉区）、上瀬谷小（瀬谷区）
10年度	戸部小（西区）、石川小（南区）、岩崎小（保土ヶ谷区）、若葉台西小（旭区）、浜小（磯子区）、新田小（港北区）、霧が丘第三小（緑区）、公田小（栄区）
11年度	羽沢小（神奈川区）、金沢小（金沢区）、茅ヶ崎台小（都筑区）
12年度	屏風浦小（磯子区）、綱島小（港北区）、大門小（瀬谷区）
13年度	十日市場小（緑区）、勝田小（都筑区）、飯田北小（泉区）
14年度	六ッ川小（南区）、桜台小（保土ヶ谷区）、瀬谷第二小（瀬谷区）
15年度	新鶴見小学校（鶴見区）、菅田小学校（神奈川区）、浅間台小学校（西区）、本牧南小学校（中区）、井土ヶ谷小学校（南区）、日枝小学校（南区）、港南台第三小学校（港南区）、藤塚小学校（保土ヶ谷区）、左近山第一小学校（旭区）、高田東小学校（港北区）、美しが丘小学校（青葉区）、東山田小学校（都筑区）、川上小学校（戸塚区）、本郷小学校（栄区）、緑園東小学校（泉区）、下瀬谷小学校（瀬谷区）

エ 食品循環資源飼料化事業

食品循環資源（生ごみ）の減量・リサイクルを推進するため、市の率先した取り組みとして、小学校の給食残さを家畜の飼料として再生利用し、これを市内等の養豚農家が利用しています。肥育した豚は市内市場へ出荷し、「はまぼーく」というブランドで流通しており、市内における循環型の食品リサイクルシステムが構築されています。

【平成15年度実績】

実施校：36校（磯子区、金沢区）、回収量：103トン

実施期間：平成15年9月から平成16年3月（121日）

オ グリーンコンポスト事業

市内から発生する樹木せん定枝を粉碎処理後、野積み、堆肥化し、土壌改良材として公共緑化事業及び市内農家等での有効利用を図っています。

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
原料受入量	4,395	4,576	3,805	3,995	4,239
製品出荷量	2,043	2,206	2,180	2,061	1,938

カ 市役所ごみ減量化・資源化の推進

横浜市役所も排出事業者として率先してごみ減量・リサイクルに取り組むため、職員の中からごみゼロ推進委員（Gメン530）を選出し、職場での分別・リサイクルを徹底しています。また、市庁舎・区庁舎以外の市関係諸施設のごみゼロに向けて実施方法等を検討します。

4 環境に配慮したごみ処理の推進

平成 15 年度中に、本市が取り扱ったごみの量は 1,586,148 t で、このうち焼却処理が 1,513,913 t (95.4%)、資源化が 53,451 t (3.4%)、埋立処分が 18,435 t (1.2%)、保管が 358 t でした。このほかに焼却残渣 267,284 t を埋立処分しました。

(1) 焼却処理

本市では、平成 16 年 4 月 1 日現在、鶴見工場、港南工場、保土ヶ谷工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の 6 工場で減量化、資源化後の可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、近代的な設備を備え、ろ過式集じん器(バグフィルター)、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

金沢工場では、焼却灰を高温でとかす熔融設備を本市ではじめて設置し、熔融してできたスラグを道路路盤材に使うことにより、焼却灰を有効利用しています。

なお、焼却工場から発生する蒸気は、自家消費及び余熱利用施設へ供給するとともに発電を行い、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

工場別焼却量

(単位：t)

年 度	1 1 年 度	1 2 年 度	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
鶴 見 工 場	337,498	331,989	347,081	326,504	308,201
港 南 工 場	212,766	208,173	216,239	201,652	187,854
保土ヶ谷工場	190,540	194,602	313,374	318,606	275,156
旭 工 場	138,796	153,623	156,299	155,844	143,066
都 筑 工 場	306,538	284,906	230,543	227,110	290,713
栄 工 場	369,514	273,887			
金 沢 工 場		139,676	329,686	337,766	308,925
合 計	1,555,652	1,586,856	1,593,222	1,567,482	1,513,915

ごみ焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m³N)

工場名	号炉	12年度	13年度	14年度	15年度
鶴見	1	0.0000066	0.011	0.0045	0.00016
	2	0.00012	0.0076	0.0051	0.00097
	3	0.000012	0.0074	0.022	0.014
港南	1	1.0	0.71	0.52	0.17
	2	1.2	0.98	0.74	0.11
	3	1.8	0.86	0.62	0.22
保土ヶ谷	1	0.11	0.036	0.018	0.042
	2	0.020	0.16	0.012	0.028
	3	0.45	0.022	0.022	0.019
旭	1	0.00019	0.00066	0.00028	0.000047
	2	0.0000096	0.0000014	0.00026	0.0026
	3	0.0062	0.0029	0.00018	0.0018
都筑	1	0.98	0.0024	0.0015	0.0019
	2	0.98	1.8	0.0026	0.0067
	3	1.1	0.94	1.2	0.0004
栄	1	2.3	-	-	-
	2	1.6	-	-	-
	3	1.2	-	-	-
金沢	1	-	0.000062	0.001	0.0011
	2	-	0.0001	0.00068	0.00072
	3	-	0.0016	0.00029	0.00083

- ・ 排出基準値 平成14年11月30日まで 80ng-TEQ/m³N 平成14年12月1日から 1ng-TEQ/m³N
金沢工場は 0.1ng-TEQ/m³N
- ・ 各工場とも2回測定の平均値。
- ・ 港南、保土ヶ谷、都筑工場はダイオキシン対策工事を実施。

(2) 埋立処分

横浜市の埋立処分は、内陸部にある神明台処分地と臨海部海面の南本牧廃棄物最終処分場の2か所で行っています。

神明台処分地においては、焼却工場で排出する焼却残さ及び不燃性の一般廃棄物などを埋立処分しています。環境対策として埋立ごみに覆土をその日のうちに実施するとともに、ガス排気管を設置して埋立ごみ層内のガスを速やかに排出し、地盤の安定化の促進を図っています。また、場内からの浸出水については排水処理施設を設置し、適正に処理しています。

南本牧廃棄物最終処分場においては、焼却残さ等の一般廃棄物の他に産業廃棄物も埋立しており、内陸部処分場と同じく排水処理施設を設置し、場内からの余水を浄化するなど環境保全対策の実施に努めています。

なお、平成16年度は、平成20年度の開設に向け、神明台処分地第7次 期埋立地の工事に着手するとともに、南本牧ふ頭第5ブロック内に整備する新規処分場については、平成26年度開設に向け、環境アセスメント手続きを開始します。

今後も、周辺環境に配慮し、安全で安定した埋立事業を進めていきます。

一般廃棄物埋立量

(単位：t)

年 度	1 1 年 度	1 2 年 度	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
神明台処分地	29,789	30,334	30,757	29,631	143,289
南本牧処分場	291,590	284,635	276,252	274,042	142,422
計	321,379	314,969	307,009	303,673	285,711

(3) 焼却工場の余熱利用

横浜市内の6つの焼却工場（鶴見工場・港南工場・保土ヶ谷工場・旭工場・都筑工場・金沢工場）から発生する蒸気は、工場内の機器運転、冷暖房、給湯に利用し、余剰蒸気は、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）へ供給しています。

また、蒸気タービン発電機により、発電を行っています。発電電力は、工場内の機器運転、照明等に消費するほか、余剰電力を東京電力㈱に売却し、都筑工場では、余熱利用施設・市営地下鉄あざみ野～北新横浜駅舎・新羽車両基地・北部地域療育センター・横浜国際総合競技場等に、鶴見工場では北部第二下水処理場、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等に、旭工場では余熱利用施設に、金沢工場では南部汚泥処理センター、余熱利用施設（リネツ金沢）等へ供給しています。

売電電力量は、約8万世帯（横浜市の5.5%）の電力を賄う量に相当し、売電収入は平成15年度で約20億円となっており、運転経費の節減と熱エネルギーの有効活用を図っています。

平成15年度発電実績

（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所内消費量	売電電力量	余熱利用施設等
鶴見工場	128,285,140	49,525,245	74,853,025	3,906,870
港南工場	20,741,730	14,650,554	6,091,176	—
保土ヶ谷工場	33,791,800	28,066,120	5,725,680	—
旭工場	57,572,820	20,456,910	36,580,320	535,590
都筑工場	99,530,870	32,305,304	59,321,100	7,904,466
金沢工場	156,687,200	60,576,940	94,516,510	1,593,750
計	496,609,560	205,581,073	277,087,811	13,940,676

所内消費量のうち、鶴見工場は資源選別センター及びリサイクルプラザ、都筑工場は緑政局、金沢工場は資源選別センターへの総伝聞を含みます。

売電電力量のうち、鶴見工場、金沢工場は下水道局、都筑工場は交通局への売電量を含みます。

(4) 排出禁止物・適正処理困難物

本市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています（例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等）

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、エアコン及び電気冷凍庫の5品目は市が収集しない品目（排出禁止物）になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(5) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

廃棄物処理法に基づき一般廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。また、許可業者に対し、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理に関する指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
収集運搬業	107	100	100	103	103
処分業	1	1	3	4	7

5 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進

「清潔できれいな街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美化や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策や不法投棄防止対策及び放置自動車防止対策を行っています。

(1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に掲げた「清潔できれいな街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーンタウン横浜事業を実施しています。

この事業では、市民に「清潔できれいな街」を実感してもらうため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、行政が積極的に歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」と、美化推進員による散乱防止のPRや自動販売機の調査などの「啓発事業」を行っています。

また、10年度から都心部に導入した機械清掃車(ハマシーガル号)も、市民へのPRを行いながら、歩道の清掃を行っています。

なお、「清潔できれいな街・ヨコハマ」の実現を図るためには、地域での自主的な清掃活動や美化活動を活性化することが重要であり、これらを支援する「にぎわい空間パートナーシップ美化事業」を平成11年度から実施しています。

美化推進重点地区における活動状況(平成15年度)

	都 心 部	各 区
重 点 地 区 数	5 か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区	16 か所 (除く西・中区) 各区主要駅周辺
合 計 面 積	357 ha	482 ha
美 化 推 進 員 数	15 人	93 人
歩行喫煙者等への啓発指導	63,578 件(うちポイ捨てした人への注意 335 件)	6,332 件(うちポイ捨てした人への注意 104 件)
自販機調査等の活動	879 件	
違反広告物除去枚数	116,827 枚	2,895 枚
歩道清掃(清掃日数)	1日8H 年300日	1日2H~4H 年132日~300日

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域に夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、警報装置の増設や監視カメラの効果的な活用など、防止策の強化を図っています。

また、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

不法投棄防止実績

年 度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
夜間監視パトロールの実施	延 580 日	延 930 日	延 1,340 日	延 900 日	延 800 日
警報装置の設置	4 か所	4 か所	4 か所	3 か所	2 か所
防止立て看板の作成	8 4 4 本	8 9 4 本	2,520 枚 (プラスチック製)	255 本・脚有 385 枚・脚無 700 枚・プラ	1,480 枚 (プラスチック製)
不法投棄処理	1,729 t	1,543 t	1,284 t	1,580 t	1,478 t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	1,944 t	1,708 t	952 t	733 t	518 t

処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
発見・通報	1,595	1,512	1,642	1,708	1,504
諮 問	979	802	802	902	876
本 市 撤 去	728	644	661	715	792
自 主 撤 去	862	954	945	951	859

撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。